

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年10月20日

琴浦町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			琴浦町大字八橋地内	無	令和5年度～令和6年度	岩本集落協定
	○			琴浦町大字野田地内	無	令和5年度～令和6年度	下野田集落協定
	○			琴浦町大字杉下地内	無	令和5年度～令和6年度	杉下集落協定
	○			琴浦町大字光好地内	無	令和5年度～令和6年度	上光好集落協定
	○			琴浦町大字金屋地内	無	令和5年度～令和6年度	東伯金屋集落協定
	○			琴浦町大字勝田地内	無	令和5年度～令和6年度	大石集落協定
	○			琴浦町大字出上地内	無	令和5年度～令和6年度	出上集落協定
	○			琴浦町大字太一垣地内	無	令和5年度～令和6年度	太一垣集落協定
	○			琴浦町大字尾張地内	無	令和5年度～令和6年度	尾張集落協定